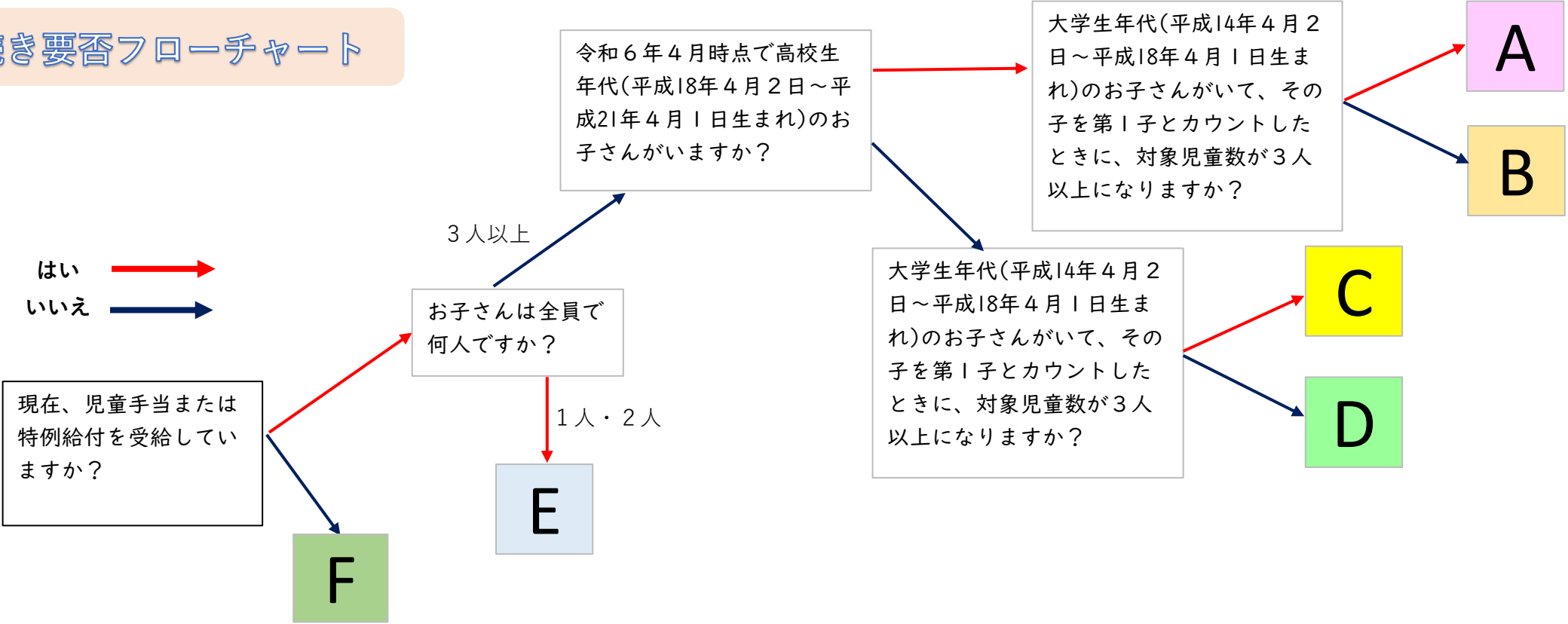


手続き要否フローチャート



※父母等のうち、所得が高い方が公務員の場合は佐久穂町での手続きはありません。職場に確認してください。

※父母等のうち、所得が高い方が他市町村にお住いの場合は住民票のある自治体での申請になります。

A	・第3子以降の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。 ・高校生年代の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。 ・大学生年代のお子さんについて、児童手当のカウント対象とするための確認書(様式第6号の9)の提出が必要です。
B	・第3子以降の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。 ・高校生年代の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。
C	・第3子以降の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。 ・大学生年代のお子さんについて、児童手当のカウント対象とするための確認書(様式第6号の9)の提出が必要です。
D	・第3子以降の児童分について、額改定認定請求書(様式4号)の提出が必要です。
E	・手続きは不要です。
F	・新規申請が必要です。(様式2号) ・大学生年代のお子さんがいて、その子を第1子とカウントしたときに対象児童数が3人以上になる場合は、確認書(様式第6号の9)の提出が必要です。 ・別居している児童がいる場合は別居監護申立書(様式第6号の2)の提出が必要です。